

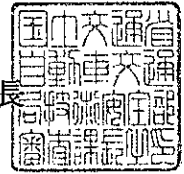


国自審第1328号の2
国自環第195-2号の2
平成17年12月2日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

審査課長



環境課長



「新型自動車の審査基準について」の一部改正について

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成17年国土交通省告示第1400号）の制定等に伴い、今般、「新型自動車の審査基準について」（昭和47年9月30日 自車第626号、交審第531号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会関係会員に対し周知方お願いします。

「新型自動車の審査基準について」(昭和47年9月30日付け自車第626号、交審第531号)の一部改正について
新旧対照表

別添

改正 平成17年12月2日付け国自審第1328号、国自環第195-2号

改正(案)	現行
<p>別添 新型自動車の審査基準</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 審査基準</p> <p>2-1 } (略)</p> <p>2-13 2-13の2 (一酸化炭素等発散防止装置) 2-13の2-1</p> <p>次の各号に掲げる試験を行ったときの自動車排出ガスの値は、それぞれ該当する自動車について「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)(以下、「細目告示」という。)第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第9号、第11号、第13号、第15号及び第17号又は「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」(平成15年国土交通省告示第1318号)(以下、「適用関係告示」という。)第28条第70項、第71項、第72項及び第73項に掲げる値を超えないものであり、かつ「細目告示」第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第13号、第15号及び第17号又は「適用関係告示」第28条第70項、第71項、第72項及び第73項については、「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12付け自審第1252号)(以下「認証実施要領」という。)附則7の2長距離走行車排出ガス値取扱要領(以下「長距離走行車排出ガス値取扱要領」という。)の規定に適合すること。</p> <p>なお、「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」(平成12年12月20日付け自技第235号・自審第1677号・自環第294号)(以下「技術指針」という。)を適用するものにあつては、「圧縮天然ガス自動車の排出ガスの測定方法について」(平成8年1月12日付け自環第267号)(別途定める排出ガス測定の取扱を含む。)により試験を行った場合の排出ガス値が、当該技術指針に示された平均排出ガス値を超えないものであり、かつ長距離走行車排出ガス値取扱要領の規定に準じて得られた値が、当該技術指針に示された平均排出ガス値を超えないこと。</p> <p>「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」(平成15年10月23日付け自技第150号、国自審第896号、国自環第132号)(以下「新技術指針」という。)を適用するものにあつて、(9)及び(10)により試験を行った場合の排出ガスについては、新技術指針に示された平均排出ガス値を超えないものであり、かつ長距離走行車排出ガス値取扱要領の規定に準じて得られた値が、新技術指針に示された平均排出ガス値を超えないこと。</p> <p>さらに、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)(以下「低排出ガス認定実施要領」という。)に基づき、低排出ガス車の認定を申請する自動車については、低排出ガス認定実施要領に定める基準及び長距離走行車排出ガス値取扱要領の規定に適合すること。</p> <p>(1) } (略) (5)</p>	<p>別添 新型自動車の審査基準</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 審査基準</p> <p>2-1 } (略)</p> <p>2-4 2-13の2 (一酸化炭素等発散防止装置) 2-13の2-1</p> <p>次の各号に掲げる試験を行ったときの自動車排出ガスの値は、それぞれ該当する自動車について「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)(以下、「細目告示」という。)第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第15号又は「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」(平成15年国土交通省告示第1318号)(以下、「適用関係告示」という。)第28条第70項、第71項、第72項及び第73項に掲げる値を超えないものであり、かつ「細目告示」第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び第15号又は「適用関係告示」第28条第70項、第71項、第72項及び第73項については、「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12付け自審第1252号)(以下「認証実施要領」という。)附則7の2長距離走行車排出ガス値取扱要領(以下「長距離走行車排出ガス値取扱要領」という。)の規定に適合すること。</p> <p>なお、「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」(平成12年12月20日付け自技第235号・自審第1677号・自環第294号)(以下「技術指針」という。)を適用するものにあつては、「圧縮天然ガス自動車の排出ガスの測定方法について」(平成8年1月12日付け自環第267号)(別途定める排出ガス測定の取扱を含む。)により試験を行った場合の排出ガス値が、当該技術指針に示された平均排出ガス値を超えないものであり、かつ長距離走行車排出ガス値取扱要領の規定に準じて得られた値が、当該技術指針に示された平均排出ガス値を超えないこと。</p> <p>「圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱いについて」(平成15年10月23日付け自技第150号、国自審第896号、国自環第132号)(以下「新技術指針」という。)を適用するものにあつて、(9)及び(10)により試験を行った場合の排出ガスについては、新技術指針に示された平均排出ガス値を超えないものであり、かつ長距離走行車排出ガス値取扱要領の規定に準じて得られた値が、新技術指針に示された平均排出ガス値を超えないこと。</p> <p>さらに、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)(以下「低排出ガス認定実施要領」という。)に基づき、低排出ガス車の認定を申請する自動車については、低排出ガス認定実施要領に定める基準及び長距離走行車排出ガス値取扱要領の規定に適合すること。</p> <p>(1) } (略) (5)</p>

(6) ガソリン・液化石油ガス特殊自動車アイドリング及び7モード排出ガス試験方法
(TRIAS 23-9-2005)

(7) ディーゼル自動車10・15モード排出ガス試験方法 (TRIAS 24-4)

(8) ディーゼル自動車13モード排出ガス試験方法 (TRIAS 24-5)
(ディーゼル・電気ハイブリッドエンジン及びディーゼル・蓄圧式ハイブリッドエンジン
にあつては、別途定める排出ガス測定の取扱いを含む。)

(9) ディーゼル特殊自動車8モード排出ガス試験方法 (TRIAS 24-8)

(10) 重量車排出ガス測定の試験方法 (J E O 5モード排出ガス試験方法) (TRIAS 59-2003)

(11) 軽・中量車排出ガス測定の試験方法 (10・15+11モード排出ガス試験方法
(TRIAS 60-2003)
(ガソリン・電気式ハイブリッド自動車にあつては、別途定める排出ガス測定の取扱いを
含む。)

2-13の2-2

} (略)

2-29

附則

1 本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (平成17
年国土交通省告示第1400号)」の施行の日から施行する。

(6) ディーゼル自動車10・15モード排出ガス試験方法 (TRIAS 24-4)

(7) ディーゼル自動車13モード排出ガス試験方法 (TRIAS 24-5)
(ディーゼル・電気ハイブリッドエンジン及びディーゼル・蓄圧式ハイブリッドエンジン
にあつては、別途定める排出ガス測定の取扱いを含む。)

(8) ディーゼル特殊自動車8モード排出ガス試験方法 (TRIAS 24-8)

(9) 重量車排出ガス測定の試験方法 (J E O 5モード排出ガス試験方法) (TRIAS 59-2003)

(10) 軽・中量車排出ガス測定の試験方法 (10・15+11モード排出ガス試験方法
(TRIAS 60-2003)
(ガソリン・電気式ハイブリッド自動車にあつては、別途定める排出ガス測定の取扱いを
含む。)

2-13の2-2

} (略)

2-29